

令和7年度 鷹栖町結婚新生活支援事業のご案内

鷹栖町では低所得の新婚世帯の方を対象に、良好な住環境で新生活をスタートできるよう、新居の居住費や引越し費用などを補助します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

補助を受けるにあたって、申請が必要です。申請書をご提出ください。

※申請書を郵送するか、窓口まで持参してください。

1. だれがもらえるの？（対象となる世帯）

補助金の対象となる世帯は、次の①～④または⑤に該当する世帯です。

- ①令和7年3月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦。
- ②婚姻日において39歳以下の夫婦
- ③夫婦の世帯所得が500万円未満の世帯（奨学金を返済している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除できます）
- ④町税等の滞納がない世帯
- ⑤前年度において本補助金の交付を受けた世帯であって、その補助金の額が、前年度における1世帯当たりの補助上限額に達しなかった世帯

2. どんな経費が、対象になるの？（対象費用）

補助金の対象となる費用は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間中の転入（転居）にかかるもので、次の①～③に該当する費用です。

- ①新規の住宅取得費用（建物）
- ②新規の住宅賃貸費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- ③結婚に伴う引越費用（引越業者や運送業者に支払った費用）

3. いくらまでもらえるの？（補助額）

○上限額は、30万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

申請月の翌月に支給を予定しています。なお、申請は対象となる費用の領収書等が全て揃った時点で申請してください。なお、遅くなった場合でも必ず令和8年3月31日までには申請してください。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

申請書に記入いただいた、口座に振り込みます。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

□申請時に必要な書類

申請にあたっては、「鷹栖町結婚新生活支援事業補助金交付申請書」に次の書類を添付してください。

- ①戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- ②所得を証する書類
- ③貸与型奨学金の返還額を証する書類（貸与型奨学金を返済している場合）
- ④住居費用に係る契約書及び支払を証する書類
- ⑤住宅手当支給証明書（就業している者。個人事業主を除く。）
- ⑥引越費用に係る支払を証する書類
- ⑦町税等納付状況調査同意書（鷹栖町指定様式）
- ⑧生活保護法に基づく住宅扶助を受け、又は受けていた者にあつては、当該住宅扶助に相当する額を証する書類

こんなときはどうなるの？

Q. 令和7年3月1日以前に婚姻届を提出し、受理されている場合は、対象になりますか？

A. 対象になりません。

Q. 鷹栖町外で婚姻届を提出し、受理されている場合は、対象になりますか？

A. 対象になります。

Q. 再婚の場合は、対象になりますか？

A. 対象になります。ただし、補助金をすでにどちらかが受給している場合は対象外です

Q. 鷹栖町内の転居の場合、対象になりますか？

A. 対象になります。

Q. 住宅の改修費は対象になりますか？

A. 新築した費用は対象になりますが、改築や改修の費用は対象になりません。

Q. 自分で荷物を運ぶ場合の引越し費用は対象になりますか？

A. 対象になりません。

Q. 荷物を宅急便で送った場合の送料は対象ですか？

A. 対象になりません。



お問い合わせは



鷹栖町南1条3丁目2番1号（サンホールはびねす内）
鷹栖町健康福祉課子育て支援係
電話：0166-87-2112（内線502・503）